

平成18年11月10日（金）

於・農林水産省7階講堂

# 水産政策審議会 第28回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会 第28回資源管理分科会

## 1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年11月10日 午後1時00分

閉会 平成18年11月10日 午後3時15分

## 2. 出席した委員の氏名

委員 奥野恒太郎 小林 嗣宜 桜本 和美 福島 哲男

三鬼 楠好 宮原 邦之 山下 東子

特別委員 市山 亮悦 伊藤 裕康 今村 博展 蟹 忠男 川端 勲

嶋野 勝路 中田 邦彦 本川 廣義 保田 綱男 山田 邦雄

吉岡 修一 來田 仁成

### 3. 水産庁側出席者

中前次長 竹谷漁政部長 山下資源管理部長 重増殖推進部長  
坂井企画課長 香川管理課長 國府資源管理推進室長 二川指導監督室長  
田垣遠洋課総括補佐 宮原沿岸沖合課長 長谷川国際課長 小田巻漁場資源課長

### 4. 諮問事項

諮問第 1 1 3 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項  
の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 1 1 4 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます  
流し網漁業（日本海の海域）の公示について

諮問第 1 1 5 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公  
示について

### 5. 協議事項

指定漁業の一斉更新小委員会の設置について

### 6. 報告事項

① 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

② 「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第 8 2 条第 1 項ただし書  
きの規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示する歯鯨について」  
の一部改正について

### 7. 議 事

別紙のとおり

### 8. 議決の数

出席者全員賛成

9. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会	1
1. 配付資料の確認	1
1. 分科会長あいさつ	2
1. 諮 問 事 項	3
諮問第113号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	3
諮問第114号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について	3 4
諮問第115号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の 公示について	3 5
1. 協 議 事 項	3 6
指定漁業の一斉更新小委員会の設置について	3 6
1. 報 告 事 項	3 7
指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	3 7
「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第82条第1項 ただし書きの規定に基づき農林水産大臣が別に定めて 告示する歯鯨について」の一部改正について	3 8
1. そ の 他	3 8
1. 閉 会	3 9

## 開 会

○香川管理課長 ただいまから第28回資源管理分科会を開催いたします。

まず、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員8名中7名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をしております。

なお、特別委員のうち、丸一特別委員が都合により11月2日付けで辞任されましたので、御報告いたします。

本日は14名中12名の方が出席されております。お忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

座らせていただきます。

## 配付資料の確認

○香川管理課長 まず、資料の確認をさせていただきます。

本日、配付されておる資料につきましては、まず議事次第、その次に分科会資料の一覧がございます。

次に資料1といたしまして、分科会委員の名簿がございます。その次に資料2、これは海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の検討について（諮問第113号）でございます。それに附随する資料が資料2-1で基本計画、資料2-2は基本計画の新旧対照表でございます。続きまして、資料2-3は基本計画の漁獲可能量に関する事項、2-4といたしまして、平成18年及び19年漁獲可能量の配分総括表案でございます。続きまして、2-5といたしまして、平成18年漁獲可能量の配分総括表案。資料2-6といたしまして、平成19年漁獲可能量の配分総括表案。資料2-7といたしまして、漁獲可能量（TAC）の設定について。2-8は漁獲努力可能量（TAE）の平成19年設定案における変更・追加内容について。資料2-9、これはカラーでございますが、我が国周辺主要魚種の資源

評価結果について（TAC種）というものでございます。

その次に、冊子でございますが、我が国周辺水域主要魚種の資源評価でございます。

続きまして、資料3、漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示についてでございます。

その次に、資料4といたしまして、漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問第115号）でございます。

資料5といたしまして、指定漁業の一斉更新小委員会の設置について。

資料6、これは報告事項でございますが、指定漁業の許可及び起業の認可の状況についてでございます。

資料7は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第82条第1項ただし書きの規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示する歯鯨についての一部改正についてという資料がございます。

以上につきまして、特に不足がございましたら、事務局におっしゃっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料の方は完全なものが配られているということで確認させていただきました。

分科会長、よろしくお願いいたします。

分科会長あいさつ

○山下分科会長 皆さん、こんにちは。

前回、資源管理分科会を開催したのが9月末でございましたので、今回、余り日を置かずにお集まりいただくということになりまして、お忙しい委員、特別委員の皆様、また来賓の方々、ありがとうございます。

また、資料もたくさん用意していただいていますので、たっぷりと時間を使いながら議論を尽くしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

着席して、議事に入ります。

## 諮 問 事 項

諮問第113号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に  
基づく基本計画の検討等について

○山下分科会長 まず諮問ですね。諮問事項第113号の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について説明をお願いいたします。

○香川管理課長 資源管理課長の香川でございます。

諮問第113号の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条7項の規定に基づく基本計画の検討等について御説明をいたします。お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。まず諮問文を朗読させていただきます。

18水管第2668号

平成18年11月10日

水産政策審議会

会長 小野征一郎殿

農林水産大臣 松岡利勝

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に  
基づく基本計画の検討等について（諮問第113号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針（平成17年11月24日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

でございます。

今回の本諮問におきましては、4点について御審議いただきたいと予定しております。一つ目は、本年、18年のさば類の管理期間変更によるTACの変更でございます。2点目は基本計画に規定する中期的管理方針でございます。3点目は平成19年のTACの設定でございます。4点目は平成19年のTAEの設定でございます。

まず、最初の平成18年のさば類の管理期間の変更について御説明をいたします。これにつきましては、前回の資源管理分科会におきまして協議させていただき、さば類の管理期間の1月から12月の管理期間から、7月から6月の管理期間の変更について御承認をいただいたところでございますが、これにより18年のさば類のTAC総量及び大臣管理分並びに知事管理分のうち、一部の件について数量の変更が生じておりますので、これを御説明させていただきます。

新たな管理期間、7月から翌年の6月までに変更した場合の平成18年TAC数量については前回の分科会において御説明させていただきましたが、数量の計算につきましては、19年1月から6月の許容漁獲可能量を新たに算定し、これを平成18年1月から12月の現行可能漁獲量に加えまして、そこから、さらに18年の1～6月の漁獲実績を差し引いて算定するものでございます。

資料、飛んでおりますが、2-5をごらんいただきたいと思います。これは平成18年の漁獲可能量の配分総括表の案でございます。表の中段がさば類でございます。まさば及びごまさばという欄でございます。

平成18年のTACにつきましては、2段書きにしておりますが、上段が管理期間の変更前で、下段が変更後の数量でございます。先ほど御説明した算定方法を適用いたしますと、変更前の18年のTAC数量は60.2万トンでございますが、これを平成18年7月から来年6月までの管理期間に適用した管理期間でTACを計算いたしますと、58.8万トンになります。これは、この表の左側のグレーで囲んだところでございます。

また、大臣管理量は当初の30.3万トンから22.8万トンになります。一方、知事管理量については、次のページをごらんください。次のページの右から3番目、まさば及びごまさばという欄がございます。各県、ここに記している数量になるということで変更がされるわけでございます。

御承知のとおり、従来から、浮魚資源につきましては漁場形成の変動に柔軟に対応するために、大臣分については当初配分の3割を、知事管理分につきましては同じく5割を当初に配分せず、留保というふうにしております。

最初のページに戻っていただきまして、資料 2 - 5 の表紙の欄外の注 2 がございます。大臣管理分のまあじ、まいわし及びまさば及びごまさばの数量は、漁場の形成状況を踏まえつつ、大臣管理分、知事管理分を合わせた当該資源の採捕の数量がそれぞれ 29 万 9,000 トン、4 万 9,000 トン、43 万 4,000 トン以内になるようにすることを目安に漁獲可能量の範囲内において改定を行うと書いております。

したがいまして、平成 18 年 7 月から来年 6 月までの管理期間のさば類につきましては、採捕の数量が 43 万 4,000 トンになるように追加配分により T A C の改定を行うこととしておりますので、今後の漁場の形成状況によっては、次回の資源管理分科会において改めて追加配分の御審議をお願いする場面が出てくる可能性がございます。

次に、基本計画に規定する中期的管理方針でございます。これは資料 2 - 2 でございます。資料 2 - 2 の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画新旧対照表の 8 ページをごらんください。

前回の資源管理分科会においても御説明をいたしましたが、従来は資源水準や資源動向別に管理方針を設定いたしまして、毎年、各方針に該当する魚種なり系群を当てはめることにより、個々の T A C 対象種に対する数量管理の基本的な考え方としておりました。

今回、御審議をお願いしております新たな中期的管理方針——これは 8 ページの左側でございますが、新たな方でございます——、これにつきましては魚種別、系統別に管理方針を明確に分割して規定いたしまして、その方針に基づいた数量管理を向こうおおむね 5 年間程度、維持する予定といたしております。

従来の管理方針と中期的管理方針の考え方の比較につきましては、資料 2 - 3 で記載しております。2 - 3 をごらんください。資料 2 - 3 の一番左側に魚種を記載しております。さんまから始まりまして、すけとうだら、まあじ、まいわし、裏にはさば、するめいか、ずわいがになっております。

二つの欄がございますが、左側が今回お諮りをしております新たな中期的管理方針でございます。右側が従来の管理方針でございます。右側は、資源別、魚種別にはなっておりませんで、資源水準あるいは資源動向別の記載となっていたわけでございます。括弧の中は、それぞれ魚種に当てはめると、こうなるということでございます。従来の指針においては魚種別の明確な分割はしておりませんでした。今回は魚種別に記載するというところでございます。

この件については以上でございます。



平成19年のT A C案につきましては、これから漁場資源課長から御説明させていただきます資源評価の内容を踏まえて、新たな管理方針のもとで漁業経営も勘案した上でお示しさせていただきます予定にしております。

それでは、平成19年T A C案についての御説明をいたします。具体的な数量の御説明をさせていただきます前に、まず特定の海洋生物資源の資源動向につきまして、漁場資源課長から御説明を申し上げます。

○小田巻漁場資源課長 漁場資源課長の小田巻でございます。

資料2-9と、もう一つ参考資料として、我が国周辺水域主要魚種の資源評価という小冊子に基づいて御説明いたしたいと思っております。

漁場資源課では、T A Cの設定等に使うため、我が国周辺水域の主要魚種の資源評価という事業を行っております。これは水産総合研究センターに委託事業として行っておりますけれども、その下にあります各水産研究所及び各県水試並びに漁業関係団体、漁業者等の協力を得まして、各資源、魚種の資源動向を調査しているものでございます。詳しくは全国資源評価会議を9月に開催いたしまして、関係者等一堂に集まりまして資源評価について議論していただいて、それをまとめております。主な詳しい結果は、こちらの小冊子の方に載っておりますが、資料2-9の方で御説明させていただきます。

資源評価というのは、漁獲量、漁獲努力量、いろんな調査に基づいて資源の状態、水準動向について判断しまして、管理方策を提案するというところでやっております。それに必要な調査といたしまして、今言いましたような漁獲量、漁獲努力量という基礎的なデータに加えまして、卵稚仔調査、新規加入量——これは新しく漁業資源に入ってくる子供の魚の量——、それと地先における標本船——漁船について、その漁獲量等をデータとして出してもらうもの。あと、漁獲量のうちの年齢別の資源の組成及びその量の把握ということを一々全部調べて、資源の動向状態を把握するというところでございます。

2ページ目にいきまして、資源の動向を見ました結果を最後に水準、これは大体20年の資源量、資源指標から高位、中位、低位の3段階に分けて、その判断をしております。動向については、最近5年の資源量の増加とか減少を判断しまして、増加、横ばい、減少の3段階で判断しております。

これを計算するのに、再生産関係、これは産卵親魚量——親の量——に対して加入量——これは子供の量——、親の量と子供の量の関係を再生産関係と申しておりますけれども、この関係とか、今後、子供がどれぐらい増えていくのか、加入量の見積り、あと漁獲圧、

その資源の先ほどの動向とか、漁獲圧といいますのは漁船でどれくらい魚をとるといふ、その程度の問題でございますけれども、先ほどの再生産関係とか加入量というのは不確実性がありますので、不確実性を考慮してある計算式に基づいて将来予測を行うという形でやっております。

具体的には下に書いてありますABCと申しておりますけれども、生物学的な漁獲可能量ということで、その資源についての現状のもとで最大の漁獲量、最大持続生産量、MSYとっておりますけれども、これを目指そうとする場合に生物学的にこれがいいということの推奨できる漁獲量ということで計算しております。

ABCにつきましても、資源量の量的な数字をきちんと出す場合、これは漁獲圧、資源量に対してどれだけの量を割合として漁獲するのか、これを漁獲圧として算定する場合と、資源量そのものが余りきちんと推定できない場合は漁獲量そのものを数値として出すというような方式でやっております。

3ページ目にいきまして、まいわしでございます。まいわしの太平洋系群でございますけれども、上の方の図の左側が高水準のときのまいわしの分布。本州の南側に非常に大きく広がった産卵域がありまして、それが黒潮に乗りまして、黒潮の続流域、沖合までいきまして、それが北側の索餌場まで行って成長して、それがまた戻ってくるというような形に大きく広がった状態でございますけれども、資源量の低水準期になりますと、産卵場所が四国の南とか伊豆諸島海域とか非常に限定されまして、しかも幼魚が育つ場所が狭くなってしまって、索餌場も狭くなってしまふという、こういう二つの高水準のときと低水準のとき、そういう状況があるということでございます。

下の方を見ていただきますと、近年の漁獲量の推移でございます。資源量としましては1975年ぐらいからずっと伸びまして、1987年には291万トン、ピークを迎えたんですけども、そこから下がりました最近では、2005年で2万5,000トンという格好で、約100分の1まで落ち込んでしまふという、先ほどの高水準期のときと低水準期のときで、非常に大きな変動を繰り返すということでございます。下の欄に1996年から2005年。これを見ていただきますと、最近の2000年以降につきましてもどんどん下がってきてしまっているということで、先ほど言いましたように、2005年の漁獲量は2万5,000トンという状況でございます。

次の4ページを見ていただきますと、先ほど言いましたように、とれた魚の年齢組成等を調べますと、1985年ころの非常にたくさんとれていたときには、いわしは6歳か7歳ぐ

らいが寿命だといっておられますけれども、5歳以上のものもとられておりますし、3歳以上のものがかなりの部分を占めてございますけれども、最近になりますと、それがどんどん減ってきてまして、当歳魚すなわち0歳と、1歳、2歳というところがほとんどになってしまうというような状況になります。

これに基づきまして、先ほどの漁獲量、年齢構成等から調べまして、資源量と、これに対する漁獲量ということでもとめたものが、その下の欄でございます。1980年ぐらい、86、7年ぐらいには2,000万トン以上に達していたのが、最近ではずうっと少なくなっている。漁獲割合としましても、総体的に、以前は10%程度だったのが、最近では2、30%になっているということでございます。これから見ますと、資源の水準というのは、先ほど言いましたように、20年来の傾向、水準を見ても低位にある。近年の動向を見ましても、減少傾向にあるという状況でございます。

5ページ目にいきまして、まいわしの再生産関係、親の量と子供の量でございます。先ほど言いましたように、1986年ころには親の量も多くて、子供の量も多い。1986という数字が書いてありますけれども、このころは親の量が1,400万トンぐらいありまして、子供の数もそのころは大きい数字になって、親も多くて、子供も多いという状況だったのが、グラフの左下に丸で囲んでおりますけれども、親の量も子供の量も最近では非常に少なくなっているという状況でございます。

最近の1993年から2005年の分を引き伸ばして、その下の欄に書いてございますけれども、最近の分を見ましても、1996年、このころは親の量に対して子供の量は、グラフが上の方になっておりますので、結構子供が生まれて関係よかったですけれども、2000年以降を見ますと、親の量はあるのに子供の量は相対的に低いという状況になっております。生物学的な資源量、産卵親魚量、親の量を確保するためには、せめて1996年の状態、これをB limitと申しておりますけれども、B limitの22万2,000トン程度に回復させたいということで考えております。

この絵で右下の欄にB limit、過去最低の資源量だった1965年水準と書いてありますけれども、これは若干間違いで、1996年の親魚量、親の量が22万2,000トンということでございます。

下の方にいきまして、管理の考え方と漁獲シナリオというふうにもとめてございます。最低資源量への減少を回避して親魚量、親の量の維持以上を目指すということで、先ほど言いましたいろんな計算を、こういうシナリオに従いまして計算いたしますと、2007年の

生物学的な許容漁獲量としましては2万5,000トン程度ということでございます。現状の漁獲圧をそのままにしますと、3万1,000トン。そのままだと、これぐらいまでとれてしまう。「Frec」と書いてありますのは、親魚量をせめて1996年の段階、22万2,000トンぐらいまでに回復させるためには、現在、とるのを控えて1万5,000トン程度にすれば、2015年ぐらいまでには、その程度まで回復できるだろうということで算出しております。

次のページ、同じくまいわしの対馬暖流系群。こちらの方は東シナ海、対馬海峡、日本海方面の沿岸で産卵しましたのが、日本海方面に広がって、そして成長して、また産卵場に戻ってくるという形の系群でございます。これにつきましても、下の方の絵にかいてございますように、1985年には160万トンあったのが、1996年には4万2,000トンで、2005年には3,000トンというふうに下がってきてしまっている。

これから、資源量を計算いたしますと、7ページにありますように、親魚量1,000万トン、1987年、88年のころには1,000万トン近くあったのが、最近では数千トンという格好になってしまっている。資源水準につきましては、そういうことから低位である。資源動向につきましても、これは若干上昇みでございますけれども、まだ本格的に増えているという状況ではありませんので、資源動向としては横ばいということでございます。

こういう状況にありまして、そういう意味では考え方、シナリオとしましては、専獲を避けて混獲程度の漁獲にとどめるということでございますので、ABC limit、生物学的許容漁獲量というのを、現段階では余りにも資源が少な過ぎて計算できないということで横棒にしておりますけれども、現在の産卵親魚量を維持するという格好で考えますと、括弧書きでございますけれども、4,100トン程度の、これはほとんど参考とした値でございますけれども、その程度というふうに見積もられるということでございます。

次のページがまさばでございます。まさばの太平洋系群でございますけれども、まさばもいわし等と同じように、本州の南の方で1月から6月ぐらいに産卵いたしまして、それが黒潮に乗って黒潮の続流域まで行って、それが親潮域の方まで行って、餌を食べて、それから戻ってくる。三陸とか常磐沖に漁場が形成されるということでございます。

さばの場合は、下の絵にありますように、若干早いとき、1978年に資源、漁獲量のピークを迎えまして、147万トンまで1978年にとれておったんですけれども、そこからだんだん下がってきまして、1991年には2万3,000トンにまで落ちてしまったという状況でございましたけれども、最近、若干持ち直しております、右の方に2001年以降の絵がかいてございますけれども、2005年で約21万トン程度まで回復しているという状況でございます。

次の9ページに、年齢別の漁獲尾数ということで、まさばも6、7年ぐらいが寿命だそうでございますけれども、その年齢別の漁獲尾数というグラフがかいてございます。これで見させていただきますと、まいわしや何かと同じように、たくさんとれていた時期は3歳から5歳ぐらいまでの高齢の魚がとれておったんですけれども、1990年以降は0歳魚と1歳魚が、まだ完全には未成魚という状態のものが主体であるということでございます。

1992年、96年、2004年を見させていただきますと、そのときに0歳魚、非常にたくさんとれております。この分が増加しているということで、0歳魚がたくさんとれますと、次の年に、もう1歳魚になったり2歳魚になったり、資源としては入ってきますので、これを卓越年級群というわけですが、2004年の漁獲尾数8億3,000万尾という形ですが、2004年には卓越年級群が発生したと考えております。

その下の方に資源量と漁獲割合ということで書いてございます。1970年代は非常にとれていて、それからだんだん減少していく。最近、若干持ち直しているという状況で、漁獲割合としては、最近では変動がありますが、40%程度を上下しているという状況でございます。資源水準、このグラフから見まして、現段階では低位で、資源動向としては増加というふうに判断いたしました。

次のページに、まさばの再生産関係、親の量と子供の量でございます。まさばが非常にとれていた時期、最近のとれていない低位の時期で、中ぐらいの時期というのは非常にはっきり分かれておまして、この上の再生産関係のグラフを見させていただきますと、70年から78年のころは親も多くて子供も多いという状況でございましたけれども、それ以降になりますと、若干親が多くても子供がそれほど多くないという状況で、1986年以降、今度は親も少ない、子供も少ないという状況になっておまして、右側に近年の分を拡大した絵が書いてございます。92年、96年、2004年というところでは、親の量は少ない。SSBと書いておりますけれども、親の量は少ないんですけれども、子供の量が多い。これで資源が持ち直してくれるかなという状況が時々発生しております。

先ほど言いましたように、これが卓越年級群ということでございます。こういう状態です。先ほど言いましたように、せめて親の量が多くて、子供の量がある程度増えている。これを見ますと、ちょうど上のグラフで加入の失敗が低い水準、45万トン以上になれば安定して子供の量が確保できるし、さらに加入尾数が非常に増える状況が期待できるということで、今後10年程度で産卵親魚量45万トン程度への回復を目指すということを考えておまして、資源水準、資源動向増加という状況から見まして、ABC limit、漁獲圧

を減らして資源を回復させるということで、2007年の漁獲量としては5万4,000トン程度で、現在の資源量、若干増加傾向がありますので、それを維持するならば9万3,000トンで、現在の漁獲量維持、漁獲圧を維持するんだったら8万5,000トンぐらい、推奨できるのはABC limit 5万4,000トン程度であるという形でございます。

次の11ページがまさばの対馬暖流系群の分布でございます。生育場は東シナ海から九州の五島から対馬海域にかけての沿岸域でございますけれども、これが東シナ海から日本海南部に広がりまして、東シナ海から日本海沿岸、九州の西方海域に漁場が形成されるという形になっております。

対馬暖流系群につきましても同じように、1996年、75年ぐらいに多くて、対馬暖流系群、96年ぐらいには非常に増えた時期がありまして41万トンになりましたが、97年、21万トンに減少しまして、それが2005年には8万7,000トンという状況になっております。下のグラフにありますように、97年以降、低水準の位置に落ちてしまっておりますので、資源水準としましては低位であるということで、動向としては、このグラフにありますように、横ばいであるという判断をしております。

管理の考え方としましては、産卵親魚量の回復の措置に必要な産卵親魚量、これは1997年、ピークから若干落ちたところでございますけれども、その水準まで戻すというのを目指すということで、ABC limitにおきましては19万8,000トン、我が国の日本漁船、日本海域でとれる、この海域で日本漁船がとる量としましては9万1,000トンぐらいがABCとしては算定できるということでございます。

続きまして、12ページの下側がごまさばでございます。ごまさばも太平洋系群と東シナ海系群、同じように九州の宮崎から四国の紀伊水道あたりまでと、伊豆諸島海域が産卵場になって、三陸沖に非常に広がった形の分布域が発生する。東シナ海系群につきましても、東シナ海の南部から薩南海域で産卵場があって、それが広がって、もう一度、産卵場近くに漁場が形成されるという形で載っております。

ごまさばにつきましては、13ページにありますように、最近、太平洋系群が非常に増えているということで、2005年の漁獲量16万トンという形で、1996年に一度ピークがあって、それから下がってきたんですけども、1982年以降、2005年は最高水準まで達しているという状況でございます。

近年、95年以降の資源量といたしましては、下のグラフにありますように変化をしております。2005年の資源量としては41万9,000トンと、非常に高い水準になっております。

漁獲割合といたしましては30%、40%程度で上下している状況でございます。

東シナ海系群につきましても、資源としてはかなり高目のところで、最近でも増えているというのが右側でございます。2005年は7万トンで、資源量としましては37万6,000トンという、非常に増えた状況になっております。

こういう状況でございますので、その下の方にいきまして、管理の考え方としましては、太平洋系群につきましては高位で増加傾向にある。最近、5カ年の傾向を見ても増加傾向にありますので、95年、一時ピークを迎えましたので、その状態を維持するというので、ABC limitとしましては、2007年の漁獲量としては10万トンぐらいには計算できるということでございます。

めくっていただきまして、14ページでございます。東シナ海系群につきましても、同じように資源水準は高位で増加傾向にありますので、産卵親魚量、今の状況を維持するとすれば、今後もその資源は期待できるということで、ABC limitとしましては、産卵親魚量を同水準に維持するというので、全体で13万4,000トン、日本の漁船が12万4,000トンというふうに計算されております。

14ページの下の方がまあじ。これも太平洋系群と対馬暖流系群、同じように東シナ海から本州の南側の方で産卵場、三陸の方で分布域があって、沿岸に寄ってきて漁場が形成される。対馬暖流系群も、同じように東シナ海から九州西方及び山陰方面について漁場が形成されるという形になっております。

まあじにつきましては最近、15ページにグラフございますけれども、高水準というか、資源を持ち直してございまして、太平洋系群につきましては1993年ぐらいがピークでございまして、それから若干下がってきているという状況でございます。

下の方にありますが、資源量のピークが1994年ぐらいでございましたけれども、最近、下がってきて、資源量としては2005年で10万トン、漁獲割合としては約50%という格好になっております。対馬暖流系群は、同じように計算しまして、2005年の漁獲量14万トンに対して、資源量としては50万8,000トンという状況になっております。

管理の考え方でございますけれども、そういう状況でございますので、太平洋系群につきましては、状況から見て、ピークが1994年ぐらいでございましたので、そこから若干下がって、資源水準としては中位であって、最近の5年間の傾向を見ますと、横ばいより若干下がってきているかなということで、中位で減少というふうに判断いたしました。漁獲シナリオとしましては、2007年の漁獲量4万3,000トン、2005年は4万8,000トンでしたが、

若干低目の4万3,000トンが適当であろうという形で計算しております。

めくっていただきまして、対馬暖流系群のまあじの部分です。これにつきましては、同じく資源水準としては中位で、動向としまして横ばいということで、ABC limit 20万4,000トン、日本の漁船の分として18万7,000トンというふうに計算されております。

続きまして、すけとうだらでございます。すけとうだらは四つの系群を一つにまとめた絵が出ておりますけれども、日本海北部系群とオホーツク海南部、局所的でございますけれども根室海峡、太平洋系群と四つに分かれております。

まず日本海北部系群でございます。日本海北部系群は1992年ぐらいにピークを迎えておりますが、そこから減少傾向になって、2005年の漁獲量、増えていたときは14万トン以上とれていたわけですが、2005年の漁獲量としては2万6,000トンになってしまっているという状況でございます。このグラフから見まして、資源水準は以前に比べると非常に低い状況になって、さらに最近5カ年の傾向では減少傾向が見えるということでございます。

下の絵が産卵親魚量と加入量の関係でございますけれども、この2000年以降ずっと見ましても、1980年代から90年代、親が多かったとき、子供も多い時期、このころが先ほどの資源のピークだった時期でございますけれども、それに比べると、まず子供の量が減ってきて、さらに親の量も減ってしまったという状況で、これを見ていただきますと、B limitのところでございますけれども、2000年のところぐらいから、ちょっとだけカクンと下がっておりまして、このグラフから見ると、どんどん少なくなっている。84年から88年に親が多くて子供が多い高い再生産成功率が続いたけれども、89年以降、低迷している。2001年以降、さらに低下しているというふうな判断をいたしております。

次のページにいきまして、管理の考え方と漁獲シナリオということで、そういう意味では、資源状態が悪くて、回復のための措置が必要になってくるのではないかと。少なくとも今以上の産卵親魚量、親の量の減少を防ぐことによって、緩やかに資源を回復させるというのが、これからの管理の考え方としてはいいのではないかとということで、漁獲シナリオとしましては、産卵親魚量の緩やかな回復を目指すということで、1万1,000トン。ほかに参考までにいろんなものやっておりますけれども、14年後までに産卵親魚量を、先ほどの2000年以前の状態に戻すためには、さらに5,900トンという漁獲量ということでございます。

次に、その下の太平洋系群の状況でございます。太平洋系群につきましては、1998年ぐ



らいには20数万トン、25、6万トンとれておったんですけれども、それ以降、減ってきているということで、下のグラフにございますように、1996年ぐらいには若干ピークが見られたんですけれども、また減ってしまって、最近では2005年度の資源量としては81万7,000トンということで、判断としましては、資源水準は低位で減少傾向にあるということでございます。

次のページにいきまして、管理の考え方でございます。現在、資源が減っているということは、再生産成功率が低いわけでございますけれども、過去に卓越年級群、先ほど言いましたように、ある年に子供の量が非常に増えると、卓越年級群が発生した最低水準16万1,000トンを維持するためには、ABC limitとしましては9万6,000トンという数字が算出されるということでございます。

根室海峡とオホーツク海南部につきましても、1990年以前、根室海峡は非常にとれておったんですけれども、オホーツク海につきましても、85年以前にはかなりとれておったんですけれども、最近は非常に低い状態にある。資源水準は低位で横ばい、オホーツク海南部につきましては低位で減少という形でございます。

これにつきましては、ロシアの海域と重なっておりますので、資源の的確な把握はなかなか難しいところがございます。次のページにいきまして、漁獲物の年齢組成を見ますと、加入が悪化してくるのではないかとということで、若干漁獲圧を減らして資源回復を目指すということで、根室海峡につきましては6,400トン、オホーツク海南部につきましては、資源の水準としては低位で、動向は減少でありますので、さらに、先ほどの卓越年級群が発生するような産卵親魚量が出ているということはありませんので、ABC limitとしては3,100トン程度と考えられます。

20ページの下の方ですけれども、さんまでございます。さんまは寿命が2年程度ということで、海洋環境の影響を受けやすい魚種でございます。まだまだわかっていないところがございます。さんまの産卵場、太平洋の北緯30度から40度にかけてあたりで産卵しまして、それが北上しながら大きくなって、親潮の源泉域で餌をとって、それが日本の千島列島から北海道、三陸の方に寄ってきて、漁場が形成されるという形になっております。丸で描いたところがさんまの漁期前調査等で調査している海域でございます。

次のページにさんまの漁獲量と資源量の推定を書いております。先ほどのように、さんまの分布域は非常に広いので、さんまの系群としての資源量そのもの、2002年以前は、調査海域はそんなに広くなかったものですから、このグラフに若干不整合がございますけ

れども、現在、把握している量としては、こんな具合になっております。

現在の状態は、最高にとれていたのは90年ぐらいでございますけれども、それから若干低くなっているという状況でございます。その下の方に資源量、1996年、97、98年に比べますと、高位でございますし、そういう意味では、先ほどの調査範囲が変更になっているということもございまして、現在の資源水準としては高位であって、資源動向としましては、最近の状況を見ましても横ばいであろうというふうに考えております。

これからの管理の考え方でございますけれども、2006年は資源水準は高位であったんですけれども、2007年漁期につきましては、魚体とかいろんなものを見ましても、2006年よりもやや減少するのではないかと。ただ、沖合には、先ほどの分布域を見ていただいたとおりでございますし、未利用資源が存在しているということで、理想的でございますけれども、最大持続生産量（MSY）を達成できる親の量ということで、ABCとして80万8,000トン、日本漁船による分が43万9,000トンということで、まだ漁獲量の余裕はあるという判断をしております。

次の22ページにずわいがにのことを書いてあります。ずわいがには日本海系群と太平洋北部系群、北海道西部系群、オホーツク海系群と四つに分かれております。日本海系群は漁獲量が非常に多いわけですが、普通、魚は年齢とか、寿命が短い場合は月齢という形で成長を判断しておりますが、ずわいがにの場合は、下の絵にありますように、脱皮を繰り返して大きくなるということでございますので、脱皮の回数によって10齢、11齢、12齢という格好の判断をしております。最終脱皮をした段階では、まだやわらかいので、ミズガニという状況で、1年以上がたちますと、カタガニという状況になっているということでございます。

次の23ページを見ていただきますと、脱皮を繰り返すごとに体が大きくなりますので、横軸に甲羅の幅、甲幅をとって、上に尾数をとるというふうにしますと、脱皮の回数ごとに山ができておまして、2003年から2004年、脱皮を繰り返すごとに大きくなっていくということで、その尾数も増えていくという形になっております。

見ていただきますと、2003年からだんだん2006年に向けて山が大きくなっている。雌の方につきましては赤くなっているところ、これは青い斜めの線、初産がにでございますし、それ以前は、まだ子供を産んでなくて、初産がにを過ぎて経産がにになりますと、これをとっていいという形の資源管理をされているわけでございますけれども、これも最近も資源動向が回復傾向にある。

その下の欄でございます。日本海系群、1990年ぐらいが一番資源としては少なかったの  
でございますけれども、資源回復計画等、雄がにの場合は90ミリ以下はとらないという資  
源管理が功を奏しまして、最近、増加傾向にある。ほかのグラフも、こんな感じになって  
おります。

次の24ページに、それぞれの判断でございますけれども、日本海系群、富山県以西の分、  
A海域でございますけれども、資源水準は本格的に回復していませんので、中位。ただし、  
動向としては増加ということで、2007年もかなり高水準にカニが出てくるだろうとい  
うことが期待されております。ABCとしては5,600トン。

新潟県以北につきましては、資源水準は中位で、動向は横ばいですので、漁獲圧は適切  
ということで、ABCとしては300トン。

太平洋系群につきましては、資源水準は中位で横ばいで、ABCとしましては300トン。

オホーツク海系群につきましては、相変わらず資源水準としては低位、横ばいでござい  
ますので、漁獲圧を減らして資源回復を図らなければいけないだろうということで、ABC  
としては352トン。

北海道西部系群としましては、中位で増加傾向にありますけれども、漁獲努力量も低い  
ということもありまして、中位水準以上のCPUE、単位漁獲努力量の当たりの漁獲量が  
維持されているということで、漁獲の動向に合わせた漁獲程度ということで、44トンと考  
えております。

最後にするめいかでございます。するめいかは、二つ絵が描いてございますけれども、  
左側が秋季発生系群、10月から12月ぐらいにピンク色の主産卵場で産卵したものが、5月  
から9月にかけて日本海を北上しながら大きくなって、日本海北部に漁場が形成されるだ  
ろうという分布でございます。右側が冬季発生系群でございます。東シナ海で産卵され  
たものが太平洋に広がってきて、三陸沖で大きくなって、漁場が北海道南側から三陸沿岸  
に形成されて、津軽海峡とか宗谷海峡を抜けて日本海から産卵場に戻ってくるという、そ  
ういう動きをするものでございます。

するめいかは寿命は1年ですので、環境の影響を受けやすく、次のページでございま  
すけれども、秋季発生系群につきましては資源水準、最近は高位でありますけれども、動  
向としましては減少傾向にあるのではないかと。5年ぐらい見てもらいますと、2002年ぐ  
らいのところでピークがありまして、それから下がってきているということでございま  
す。そういう意味では、最大持続生産量水準を維持するというので、2007年の漁獲量として

は54万2,000トン、日本の船がとる分としては24万3,000トン程度と考えております。

冬季発生系群につきましては、同じように、27ページに書いてございますけれども、96年ぐらいにピークになって、それが一たん下がって、2000年ぐらいに持ち直したんですけども、また下がりました、2005年は11万2,000トン程度ということで、資源水準としては中位で、この動向としましては、2004年、2005年を見ていただきますと下がる傾向になっておりまして、動向としては減少ということで、近年の親子関係、産卵親魚量と加入量との関係のもとで、5年後にも回復措置が必要な産卵親魚量、5年後でも何らかの回復措置が必要になるようなことにならないように、現在の親魚量を維持するというので、2007年の漁獲量16万3,000トン、日本の漁船がとる分としまして、10万8,000トンと見ております。

最後の28ページに書いてございますけれども、するめいかにつきましては、先ほど言いましたように、寿命が1年以内の可能性があるので、そういう意味では環境の影響を受けやすいということで、2000年前後をピークに近年、減少傾向にあるということでございます。本格的な産卵場が消失するという、資源減少するということはまだ見られないんですけども、昨年の寒波によって、産卵のためにする回遊経路が影響を受けたのではないかと、産卵量が減少したのではないかとということも言われておいて、今後の動向は注意が必要だということでございます。

こちらのパンフレットに、今御説明しましたもとのデータとか何かが割に詳しく出ておまして、一番後ろのページに資源の水準——低位、中位、高位——と、動向を矢印でまとめたものが出ております。

以上でございます。

○香川管理課長 引き続きまして、具体的な来年度のTACの設定について御説明をさせていただきます。資料としては、中心としては2-7に即して説明を申し上げたいと思います。それから、2-6も適宜使わせていただきます。

この2-7の表は、左側から魚種、系群、資源状態、それから、ABC limit。これは生物学的な許容漁獲量でございますが、その上限でございます。これにつきましては、先ほど漁場資源課長から説明があった評価と数値でございます。その右にありますのがTACの基礎とする数量ということで、具体的な当該資源の採捕の最終的な目安とする総量でございます。

例えばまあじ、まいわし、まさばについては、TAC数量とは別に最終的な目安とする

採捕の数量を申し上げたところでございますが、1枚めくっていただきますと、まあじのところで、18年におきましては、実際のTACは42万トンでございますが、採捕の目標とするTACの基礎とする数量としては29万9,000トンを設定したところでございます。これは管理あるいは配分の関係で、TACが少し大きくなっているということでございますが、最終的な目安としては、TACの基礎とする数量で漁獲の管理を行っていくわけでございます。

その右側が基礎とする数量。これはその考え方でございます。それから、右側のTAC。これは18年と19年の具体的な本年と来年の数値でございます、TAC数量でございます。それから、備考に、その考え方を説明いたしております。

魚種別に御説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、さんまでございます。平成19年漁期のさんまTACにつきましては、科学者の推奨する漁獲量の範囲内で、前年と同じく28万6,000トンにしたいと考えております。さんまにつきましては、今回の中期的管理方針の内容に沿って、漁業経営に配慮しつつ安定的な供給を確保する観点から、TACの数量を提案させていただきました。

このバックデータといたしまして、平成17年、18年の2カ年にわたりまして、水産総合研究センターが中心となって、東京海洋大学とも連携してさんま漁業について社会、経済的な観点から分析を行っていただいております。その結果については、まだ途中でございますが、その途中の結果を踏まえて、費用と価格形成等の関係から、水揚げ量が20万5,000トンから26万トンがTAC数量の候補となっておりますが、これに外国相当分を加味した結果といたしまして、前年と同数量の28万6,000トンをご提案させていただきます。

これの大臣管理分と都道府県管理分への配分につきましては、昨年、見直しをさせていただきました配分比率に基づいて計算をしております。これは資料2-6の方でございます。2-6の1枚目でございますように、さんまにつきましては28万6,000トンのうち、北太平洋さんま漁業、大臣管理分に21万3,000トン、1枚めくっていただきまして、知事管理分は、一番左側でございますように、北海道に3万2,000、岩手に5,000というふうになっております。

それから、この表の中で若干追加的に御説明させていただきますと、若干という記述がございます。都道府県分の若干につきましては、ずわいがにとまいわし以外の魚種につきましては、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるもの、資源圧力が小さいと認めら

れる都道府県でございます。それから、まいわしにつきましては、最近の資源状況も踏まえ、おおむね30トン以上ある都道府県を若干というふうにしております。ずわいがににつきましては、過去の漁獲実績が10トン程度以下の都道府県が該当しております。この若干の配分となった都道府県は、現状以上に漁獲努力を増加させず、また採捕の数量についても前年度程度におさめる努力をするということになっております。

それから、若干ではなくて、横棒が引いてある部分でございます。これらにつきましては、あるいは数量を記載していない都道府県につきましては、若干の要件にも満たない漁獲量しかなく、資源に対する漁獲圧力が非常に小さいということから、漁獲可能量による管理をしないものでございます。

続きまして、すけとうだらに移りたいと思います。すけとうだらにつきましては、表2-6の2段目でございます。日本海、オホーツク、太平洋それぞれの系群ごとにTACの設定を行っております。これらの積み上げが一番左側にあります21万9,000トンでございます。このうち大臣管理分は、昨年と知事の配分比率に基づいて計算いたしますと、資料2のとおり、13万トンでございます。

系群別のTACの考え方について御説明をいたします。これは資料2-7に沿って御説明をいたします。

まず日本海北部系群でございます。これにつきましては、近年の海洋環境がすけとうだらの再生産に好適な状況になく、資源が低位、減少傾向という状況でございます。TACについても非常に厳しいものにならざるを得ないということでございます。

このような厳しい資源状況から、今回提案させていただいた数量については、資源評価の内容も踏まえ、あるいは関係する漁業者とも何回にもわたり話し合いを重ねてまいりました。その結果といたしまして、前年比3割減の2万7,000トンにしたいと考えております。

このうち3,000トンは昨年と同様に北海道知事の留保枠として、北海道知事が、漁期が異なるはえ縄、刺し網などの漁業種類間で数量の融通を行う場合に利用するためのものがございます。その中で大臣管理枠は1万4,000トンでございます。知事管理枠は1万3,000トンとさせていただきまして、うち北海道分としては9,000トンに、先ほどの留保枠を3,000トン上乗せした1万2,000トンということになります。

ただし、北海道には、実際の最終的な漁獲量については9,000トン以内におさまるように管理をしていただき、その旨を道の管理計画にも明記していただきたいと思いますと考えております。

す。仮に管理にもかかわらず、結果として9,000トンを超えた場合においては、将来の配分比率の見直しの際に、この超過分を実績として算入しないことにしております。このことについては、北海道にも了解を得ているところでございます。

次に、太平洋系群です。この資源も低位、減少というふうにされております。19年のTACにつきましては、資源評価の内容も踏まえまして、あるいは関係する漁業者との話し合いも重ねた結果といたしまして、前年1割減の15万6,000トンにいたしたいと考えております。配分につきましては、本年の関係漁業者間の合意内容に基づきまして、大臣管理分を9万2,000、知事管理分を6万4,000とさせていただきます。そのうち知事管理分の6万4,000トンのうち、北海道知事分は6万2,000となります。

次に、オホーツク海南部及び根室海峡系群でございます。18年はオホーツク海系群に2万4,000トン、根室海峡系群に1万4,000トンのTACが設定されております。本資源につきましては、隣接するロシア水域とのまたがり資源でございます。我が国だけでは十分な管理効果を期しがたい状況でございます。このために、これら水域のすけとうだら資源につきましては、現状程度の漁獲が継続できる数量を設定することといたしまして、具体的には過去7年の漁獲量の最大数値を採用したいと考えておりまして、平成19年のTACとしては、オホーツク海系群2万4,000、根室海峡系群1万2,000にしたいと考えております。

このうちオホーツク海南部の2万4,000トンにつきましては、大臣管理分として沖合底びき網漁業に配分され、根室海峡系群の1万2,000トンにつきましては知事管理分として北海道に配分されることとなります。都道府県に関する配分表の全体の数値につきましては、資料2-6の2枚目をごらんいただきたいと思います。

続きまして、まあじでございます。資料2-7では、1枚めくっていただきますと、一番上にまあじがございます。まあじにつきましては、太平洋系群はABCのリミット4万3,000トン、対馬暖流系群につきましては、これは韓国、中国とのまたがり資源であることから、親魚量を維持する18万5,000トンそれぞれ系群の基礎とする数量として、あわせて22万8,000トン全体を基礎とする数量としたいと思っております。

平成19年のTACといたしましては、大臣管理分として1.3の係数、知事管理分としては1.5の係数をそれぞれ乗じた合計の32万トンを提案させていただきます。実際の基礎となる管理としては22万8,000トンですが、TACとしては32万トンということになります。

配分につきましては、大臣管理分、知事管理分とも基礎とする数量を当初に配分し、残

りを留保枠としております。当初におけるそれぞれの配分は資料2-6でございますが、まあじ32万トンのうち、大臣管理分として大中型まき網漁業に9万3,000トン、都道府県につきましては、次のページでございます数量ということになります。

次に、まいわしでございます。まいわしにつきましては、資源が低位、減少ということでございまして、いまだ海洋環境が資源の増大に適切な状態にあるというふうには認められないことから、当面は資源の積極的な回復を目指すということではなく、親魚量を現状の水準で維持する方向でTACを設定することといたしております。

現状の親魚量を維持することを前提としたTACの数量として、資料2-7にございませうように、2万9,000トンを基礎といたしまして、漁場形成の変動を考慮して、大臣管理分に1.3の係数を乗じた3万5,000トンに設定したいと考えております。

当初配分といたしましては、大臣管理分につきましては2万トン、知事管理分についてはすべての都道府県において若干で配分することを提案させていただきたいと思っております。資料2-6にございませうように、まいわしにつきましては3万5,000トンの総TAC、大臣管理分として2万トン、都道府県に対してはすべて若干で配分するというございませう。

なお、まいわしにつきましては、このようにTACの数量が相当小さくなっております。それにもかかわらず、混獲等による漁獲が増加していること、あるいは漁場の形成によっては短期的に一度に水揚げが集中することがまあるということも十分配慮いたしまして、突然の採捕停止が正常な漁業経営に悪影響を及ぼすことがないように弾力的なTAC制度の運用を行うことを考えております。

続きまして、さば類でございます。さば類については、新たな管理期間として7月から翌年の6月までとしました。平成18年、19年のTACの計算方法については既に御説明させていただきましたので、その詳細は省略させていただきます。

まさば太平洋系群につきましては、資源回復計画に基づきまして、優先的に資源を回復させるということになっておりまして、この方向に従いまして、過去3年間、漁獲圧を削減してまいりました。平成19年TACにつきましても、引き続き、その方向を踏襲することといたしたく、一定程度漁獲圧を削減した状態を前提とした基礎的数量としております。

まさば2系群、ごまさば2系群を合わせた計4系群の基礎的数量は、平成19年度漁期において40万2,000トンとし、これに大臣管理分の1.3の係数、知事管理分に1.5の係数をそ



れぞれ乗じて合計した54万4,000トン平成19年のTAC数量として提案させていただきます。大臣管理分、知事管理分のそれぞれの当初配分数量は、資料2-6のとおり、大臣管理分で21万トン、都道府県管理分は2ページ目のとおりでございます。

続きまして、するめいかでございます。するめいかにつきましては、資源の動向がいずれも減少傾向にあるということ踏まえまして、資源量の大きい秋季発生系群につきましては科学者の推奨する漁獲量の上限値を採用し、資源量の小さい冬季発生系群につきましては、予防的措置として、科学者の推奨する上限値よりも小さな数値を採用することとしたいと考えております。

ここにごさいますように、2系群を合計した平成19年TACとして32万2,000トンを提案させていただきます。平成18年は35万9,000トンでございますので、約3万7,000トンの減少ということになります。

するめいか以外のTAC魚種の配分比率の見直しにつきましては、昨年行ったところでございますが、するめいかについては、他のTAC魚種よりも1年おくれて平成10年からTACの対象となったということで、本年、見直しを行うことになっております。

本年の大臣管理分の配分につきましては、昨年、お示ししたものにおきましては、過去3年の漁獲実績をベースとして配分することになっておりますが、それにつきまして、ただし関係業界間に漁業実態を踏まえた別途の合意がある場合には、これを尊重するということになっております。本年の業界間におきます話し合いを重ねまして別途の合意が得られておりますので、それについて御説明をしたいと思います。

関係業界間の別途の合意は、大臣管理分の全国いか釣り漁業協議会——これは小型のいかでございます——、全国沖合いか釣り漁業協会、全国まき網漁業協会、全国底びき網漁業連合会、この4者で別途の合意がなされております。その内容を御報告します。

この大臣管理量にかかわる漁業種類別配分につきましては、小型するめいか釣り漁業関係者からの要請に基づき、水産庁立ち会いのもとで協議の結果、関係漁業者間の共存共栄が不可欠であるという観点に基づき、以下のとおり、合意をしたということでございます。

内容につきましては、平成19年の漁獲可能量の配分量につきましては、大臣管理量が平成18年に比して減少する中において、暫定措置として以下のとおりとする。大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業は平成18年の配分量と同量とする。小型するめいか釣り漁業及びいか釣り漁業は、大臣管理量全体から上記の配分量を差し引いた数量を平成18年の漁業種類別の配分比率に基づいて配分する。平成20年以降の漁獲可能量の配分量については今

後、4漁業者間で誠実に話し合いをするという内容でございます。

このような業界間で別途の合意ができておりますので、当方からは、これに沿った配分を提案させていただきます。それが資料2-6でございます。するめいか32万2,000トン、うち大臣管理分が沖合底びき網漁業5万2,000トン、大中型まき網漁業1万6,000トン、いか釣り漁業6万7,000トン、小型するめいか釣り漁業9万3,000トンでございます。都道府県分につきましては、次のページにありますように、すべて若干ということになっております。

最後に、ずわいがにについて御説明いたします。ずわいがににつきましては、A海区・西部日本海、B海区・北部日本海、C海区・北海道西についてでございます。資源水準を高位に回復しつつ安定した漁獲を継続できる水準をTACとして設定いたします。具体的には、おのおの科学者が推奨する漁獲量の上限である5,600トン、300トン、44トンを提案させていただきます。

D海区・オホーツク海につきましては、根室海峡のすけとうだらと同様に、我が国のみで資源管理効果を期しがたいまがり資源であるということでございます。現状程度の漁獲を継続できる数量を設定したいということございまして、具体的には過去5年の漁獲量の最大値をとって、昨年と同様、1,000トンを提案いたします。

E海区・太平洋北につきましては、これも資源量を維持しながら安定した漁獲を継続できる水準のTACとして、280トンを提案させていただきます。

ずわいがにの大臣管理分、知事管理分の配分につきましては、お手元の資料2-6のとおりでございますが、A海区及びB海区の配分につきましては、昨年同様、関係業界間の合意に基づき、要すれば、漁期途中において漁獲状況に応じて大臣管理と都道府県の配分を見直す財源として、当初配分の7%を留保枠として設定することを考えております。実際の数量改定は例年どおりとするが、来年の3月ごろになろうかと思っております。また、オホーツク海につきましては、本年3月に成立した関係業界間の新たな合意に基づいた配分となっております。

以上が19年度配分量の考え方でございます。今の考え方を関係都道府県に照会したところ、意見を幾つかいただいておりますので、要点を照会させていただきます。

あじ、さば等の浮魚類については、これらの魚種は承知のとおり、年により漁獲変動が大きく変動することから、提案された数量については了解するけれども、今後の漁場の形成により漁場状況を見ながら、必要であれば増枠を要望するので配慮願いたいという意見

が出ております。この点については、御意見を踏まえながら、前広に要望も聴取しながら対応していきたいと考えております。

日本海のずわいがににつきましては、これは山形県でございますが、24トンの配分では中期的管理方針にある安定的な漁獲量を継続することが難しいと考えるので、増枠を希望するとなっております。これにつきましては、昨年の配分比率の見直しによって、都道府県の配分が減少したことが背景にあるものと考えております。

日本海につきましては、漁業者間の合意によりまして7%の留保枠を設けてTAC管理を行っているということでございますので、山形県の御意見につきましては、この有効利用を活用することによって、適切に対応させていただきたいと考えております。

同じくずわいがに留保枠の運用につきましては、富山県から、留保枠は大臣管理漁業に先んじて知事許可漁業に優先配分されるよう配慮をお願いすると。また福井からは、平成17年に取り決めされた知事管理分の留保分を確認する必要があると。京都府からは、ずわいがに協議会における合意事項のルールについて改定の要望をちょうだいしております。これらの御意見につきましては、今後、ずわいがに協議会の場で御意見を伺いながら、具体的に検討していくことで対応いたしたいと考えております。

TACについては以上でございます。

それから、最後にTAEの方でございます。これについて、なるべく簡潔に御説明をさせていただきますと思っております。

資料は2-8でございます。これの5ページ目を見ていただきたいんですが、TAE制度はTAC制度と同じく海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定された漁獲可能量の総量管理制度でございます。管理にかかわる手続はTAC制度と同様でございます、第2種特定海洋生物資源ごとに努力量の総量の上限を基本計画に定めることになっております。

TAEは採捕行為そのものを規制し、対象魚種以外の漁獲も実質的に制限するということから、期間と海域を定めて管理することになっております。TAEで管理する漁獲努力量は、統一的に操業隻数と操業日数の積の和である操業隻日数で管理することになっております。

具体的な運用として、TAE制度は資源回復計画と一体で運用されております。資源回復計画につきましては、国もしくは都道府県は関係漁業者協議会、広域漁業調整委員会等と審議を経て回復計画を作成しておりますが、その中で減船、休漁、保護期間等の設定をし

て、漁獲努力量を削減することとしております。

ただし、努力量を削減する部分以外で、一方において漁獲圧力が高まる可能性がある中で、これでは資源回復計画の効果が阻害されるおそれがあるということで、漁獲努力量の増大を抑制することを目的に漁獲努力量を削減させた部分以外で漁獲圧力が高まる可能性がある部分に、さらに圧力がかかるということを防ぐために、全体の漁獲努力量の上限を設定するという運用にしております。

1枚目に帰っていただきまして、19年度のT A Eの具体的な変更・追加でございます。

太線の中が変更でございますが、ここがございますように、変更・追加を行うものはさめがれい、さわら、まがれい、やなぎむしがれい、やりいかの5魚種でございます。その他は変更・追加はございません。

T A E制度につきましては、資源回復計画と一体で行っております。さわらについては、さわら瀬戸内海系群資源回復計画、とらふぐについては伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画と連携した形でT A Cを設定しておりますが、10月の関係する広域漁業調整委員会におきまして、同2計画とも平成18年度までとされていた計画期間を平成23年まで延長することとされております。このため19年においてもT A Eを設定することになります。

このうち、さめがれいにつきましては、沖合底びき網漁業におきまして茨城県の漁船が1隻減船したということで見直すものでございます。さわらにつきましては、さわら流し網漁業、中型まき網漁業において許可隻数の変更や管理期間の変更があったということで、T A Eを変更するものでございます。まがれいにつきましては、小型底びき網漁業において2隻減船したということで見直すものでございます。やなぎむしがれいにつきましては、茨城県の沖底及び小底の2隻減船による変更でございます。

一番下のやりいかにつきましては、やりいか太平洋系群資源回復計画に基づく努力量削減措置の内容を踏まえてT A Eを設定するという事になっていたことから、18年は設定をしておりませんでした。来年につきましては、本計画に基づく減船が実施されていることから、盛漁期にT A Eを設定することといたしました。資源回復計画の対象漁業である沖合底びき網漁業を対象に、やりいかの盛漁期である10月1日から11月30日までの間について、新たなT A Eを設定するものでございます。ここにありますように、342隻日ということになります。

今申し上げましたT A Eの見直しにつきましては、それぞれ関係する広域漁業調整委員

会の審議を経て、了承をいただいております資源回復計画に対応した形での見直し内容となっております。具体的な数量につきましては、資料2-8の4枚目の具体的な数量の表のとおりでございます。

大変長くて申しわけありませんでした。諮問113号については以上でございます。

○山下分科会長 1時間以上になりましたか、四つの盛りだくさんなことが諮問第113号には入っておりましたので、大変長かつぱり説明をしていただきました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

手が福島委員と保田委員から挙がっていますので、福島委員からお願いします。

○福島委員 北まき連合会の福島でございます。

先ほど来、御説明の中にありました、さばのTACの見直しと期間の見直しですね、期間見直しということに対しまして、我が方から何回か御要望を申し上げておりましたけれども、このたび翌年の7月から6月までということに見直ししていただきましたことに対しまして、まず厚く感謝を申し上げたいと思います。

それと、今年漁獲されているさばのことなんですが、2004年級群ですか、9月に入りましてから異常な豊漁が続いておりまして、この件につきまして、早くから資源回復計画にのっとってやっておるんですが、先月の下旬に行われました広域漁業調整委員会の中におきましても、北まき連合会の調整について、もう少し何か手を加えられないかという御意見をちょうだいいたしまして、我が方の連合会では早速、どういうふうに着手すればいいかということでもいろいろ検討した結果、今までは当日3,000トンの漁獲量を超えた場合には、翌日休漁するというのをやっけてまいりました。

操業時間の短縮とか、操業の回数も1回だけにするとか、そういうことをやっけてまいりましたが、それでも3,000トンを超えたことが数回ありました。昨日も3,000トンを大幅に超える約6,000トン弱の漁獲がありまして、休漁をしております。

そういうことがございまして、広域委員会での御意見もちょうだいいたしたものですから、我が方とすれば、今度、どのような調整に入ればいいのかということで、案として出てまいりましたのが、1カ統当たり100トンという制限にすると。稼働している船が29カ統ありますので、3,000トン近いわけですが、とにかく、そういうふうなことでやっけてみようということで、広域委員会の御意見を踏まえて、その翌々日に話を取り決めをいたしました。これは全員協議会と申しまして、漁業者全員が東京に集まりまして、そのような話をしたわけです。

それを具体的にどういうふうに行うかということで昨日、理事会と我が方のTAC委員会を合同で開きまして、それを了承するというので、これは船主だけの集まりです。実際は海で働く船頭さん、責任者の方々にも通知しなければなりません。それから、そういうふうなことで御了解をいただくということで、たまたま明日なんです、明日土曜日に現地——現地というのは千葉県の銚子かな——、みんな集合してもらいまして、そういうふうなことで徹底して、今後はそういうふうなことで図ってまいりたいと思っております。

話し合いの中で、ちょっと疑問ということで話題になったのは、国から発表されている16年級群の加入水準が当初から誤っていたのではないかと、こんなに大漁になると思わなかったという、たくさんの意見が出されました。

ただ、残念ながら、16年はそうなんです、翌年の17年が、これほどの量につながらないのではないかとというのは、加入量が非常に少ないということも実際言われておりました、ただ16年については見方が誤っていたのではないかと、これほどとれるとは想像してなかったと、こういうふうなことが再三議題の中で出てまいりましたので、参考までにお話ししたいと思います。

以上です。済みません。

○山下分科会長 ありがとうございます。

誤っていたと言われると、水産庁としてはいかがでしょうか。資源課長、お願いします。

○小田巻漁場資源課長 今日御説明しましたように、再生産関係というのは環境に影響されて、いつ卓越年級群が発生するかというのは、なかなか判断がつかない。

ただ、2005年、2006年は2004年の卓越年級群、それが今でもずうっととれているということでございまして、これほどというのは、我々も最近の2004年、1年ぐらいたってから年齢構成とかわかるわけですけれども、非常にとれていると、それで卓越年級群が発生したという判断をしているわけですけれども、そういう意味では2004年のあれが卓越年級群として発生して、それが持続して、今の好調のところきている。

ただ、今、お話のように、2005年、2006年というのは0歳魚の加入が余りないということで、これは長続きしないという見方、まだ本格的なものにはなっていないので、今のお話のように、これは資源管理していただいて、本格的な回復に結びつけたいというのが我々の願いでございます。

これほどまでというのは、計算上、2004年当時と比較しまして、後から見ると、もっといたのかなという感じはしますけれども、現在の見通し程度だったかなという気はしてお

ります。

そういう意味では、現在、非常に好調なわけですがけれども、2005年、2006年というのは、そういう意味では加入がそんなに良くないという今のお話のとおりでございますので、今後とも管理的な措置をしながら動向を見ていくというのが重要なことと思っております。

○山下分科会長 よろしゅうございますか。ただ今は、さばの業界の中で少し資源を残していこうという取り組みをしておられるということでございました。

今度は保田委員、どうぞ。

○保田特別委員 さんまの関係の保田でございます。

本年度のさんま漁も漁期が終了間近だということで、皆さんにさんまの操業の現状という部分を最初にお話して、それとTAC数量の部分を話していきたいと思っております。

本年度、大臣許可は8月1日から12月31日までの漁期があるわけですが、実際には8月、お盆過ぎということで操業が本格化してまいりました。21万3,000トン而我々は平準化しながら、現有勢力である200トンまでの船、約200隻が操業しているわけですが、平準化するために、今年度、実際の操業というのは、24時間の休漁、入港都度、または48時間の休漁、または金曜日、土曜日、集中水揚げを防ぐための休漁と、非常に操業効率の悪い操業経営をしているわけでございます。

そういう中で、今年度も、我々はこのような努力をしてまいりましたが、21万3,000トンという数字が実際にはそのままの形状でいくと、これだけの休みをしながらでも11月上旬で終わってしまうという観点から、乗組員の雇用その他も含めまして、何とか11月いっぱいくらいまで操業ができ、乗組員の雇用等に関しましてでも11月初めにやめてしまったら保険の関係、いろんな部分がございます。そういうことで、何とか11月末まで伸ばすためには、どういう方法がいいのかということで今現在、伸ばしている状況でございますが、1週間に2回、それも自分たちの自助努力で、積み荷は、先ほどまき網の方が言っていましたように、自分たちの努力で何トンにしようと、それで幾らかでも伸ばせるんじゃないかという努力をしているわけでございます。

そういう現状でございますので、来年度の28万6,000トンという最終的な数量がいかかなものか、また大臣管理、我々が使用している21万3,000トンという数字、それが200隻の稼働隻数で、これだけの休みをしながらでも11月の上旬で終わってしまうというふうな現状の中で、一昨年、20万4,000トンのTAC、昨年も20万4000トンのTAC、今年は、最初、23万トンだったと思うんですが、TACの数量、21万3,000トンという数量を何とか見直

して、最低でも11月いっぱいできるような数字にしなければ、稼働効率からいって、先ほど言ったように、24時間、48時間の休漁しながらでも、こういうふうな状況でございます。

確かに期中見直しという方法もございますが、我々、実際に操業する期間というのは約3カ月です。90日間です。90日間のうちに、期中の見直しを申請したとして、こういう水政審等に諮った場合には、1カ月半から2カ月ぐらいのサイドで、こういう会議が行われるということで、すぐできないような状況になってしまうので、できれば、漁期前に期中見直しも含めた中での考えを我々漁業者または皆さんと、水産庁の資源管理と話しまして、そういうものが前提にありますよということでやっていただければ、これまた違う方法も出てくると思うので、何とか21万3,000トンという数字にこだわらず、我々は留保枠というものは持たないでやっていこうというふうなことでやってきましたけれども、現状、このような厳しい状況になると、何としてでも、何らかの方法をしていかなければだめじゃないかなと思ってございますので、何とか来年の期中見直しではなく、来年度期中前にある程度の方向性を出していただければなど、数字でも何でもですね、そういうふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○山下分科会長　お願ひします。

○國府資源管理推進室長　さんまにつきましては、状況、よくわかっておりまして、21万3,000トン、大臣枠でございますけれども、この数字は平成16年から一定の数字で皆様方の話し合いの中で決めてきた数字でございます。平成16年はよかったですけれども、17年が悪かった、今年も船間格差が若干出ているようですけれども、大きな船は非常に悪いという状況になっていて、魚体組成だとかいろんな話も絡んでくるんだと思いますけれども、いずれにしても、19年の当初につきましては、皆さん方とも合意の中で28万6,000トンと決めたわけでございます。

それから、確かにこれをどうするかという話については、さんまの漁期が始まってからいろいろ話し合っ、委員の言われるとおり、期間的に難しいところがあると思います。さんまにつきましては、御存知のとおり、さんま懇談会でいろいろなことが話し合われているとおり、関係する方々、さんま漁業者につきましても、沿岸の方々、小型、中型、大型の方々、流通業者の方々、加工の方々と、関係する方々が多いということで、TACそのものを見直すという非常に影響が大きいと考えておりますので、こういったものにつきましては、もしやるとしたら、いわゆる漁期にかかわらず、前広にやっていく必要があると思っておりますので、そういったことについても十分考えながら検討していきたいと考



えております。

○山下分科会長 よろしいですか。

○保田特別委員 確かに、アソートの部分を言っていました。21万3,000トンというアソート、昨年度は確かに160グラム以上のものは8割のさんまだということで始まった。本年度、約3割ですね、頭が。というと、21万3,000トンの3割と、去年と同じ20万4,000トンの8割とどういうふうになるかということ、伊藤さんもおるように、わかるように、絶対的な食用、鮮魚にするものというのはグッと圧縮されるという部分で、いろんな市場関係、流れ関係の人たちも、まだほしいんだと、そういう部分ではね。アソートの部分を言わせてもらおうと、同じ21万3,000トンでも、単一魚種で、アソートによって物すごく使用の方法が違う魚種であるというふうな部分でも十分考えていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○山下分科会長 伊藤委員。

○伊藤特別委員 私、さんまについては水産庁の御説明も伺ったんですが、TAC魚種の中で、さんまだけがABCを下回るTACを設定してきておるんですが、いわゆる資源的には心配ないわけですよ。そういう点で、今年から選別をやめて、この前も申し上げましたように、我々の言葉ではさんま元年なんですよ。いわゆる組成のまま水揚げしているわけですが、そういう意味で、このさんま資源は大事に維持していきたい。しかも、それをみんなで上手に活用して、利用していくということが一番大事だと思うんですよ。

ですから、今、漁業者の方からTACの数量をもう少し増やす方向で柔軟性を持ってほしいということは当然だと思うんですよ。そういうことを十分含みを持って、このTACについて、さんまについてはそういうことを十分に配慮していただきたいと思います。

○宮原沿岸沖合課長 さんまのことになるかと必ず発言せざるを得なくなってしまうのであれなんです。

今、お二人の委員からお話ありましたさんまの問題について、まだ漁期も終わっていないという状況で、沿岸沖合課、管理課と双方で、ことしは漁期を見直すところから始めて、来年はどのような体制でやるのかということについて、きめ細かく相談をしていくということでやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山下分科会長 よろしいでしょうか。

宮原委員。

○宮原委員 するめの話ですけれども、先ほど香川課長から御説明をいただきましたよう

に、するめの資源は減少傾向にあるという中で、来年のT A Cにつきましましては共存共栄を図っていくという観点から、関係する漁業団体で協議をした経過を御説明いただいたわけでございます、意見調整に当たって大変な御尽力をいただきました水産庁に感謝を申し上げたいと思います。

それから、来年、1年かけて20年以降のT A Cのあり方については関係業界団体で協議することになっているわけでございますが、するめいかの資源管理と合理的な利用が実現できるように、その配分のルールにつきましましては、また水産庁の御指導を賜りながら協議をしていかなければいけないと思っております。知恵を出していかなければならないと思っておりますので、よろしく御指導いただきたいと、このようにお願いを申し上げます。

○山下分科会長 今、するめの話が出ましたので、ついでになりますけれども、私の方から紹介を一つさせていただきます。

11月8日付けで、分科会特別委員の熊谷委員から、「するめいか、平成19年度T A Cについて」という手紙をいただいております。消印は11月7日になっているんですが、手紙は11月8日付けです。この内容と、それについての水産庁の考え方について、管理課長から説明をしていただくことになっておりますので、今のお答えと併せてお願いしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○香川管理課長 宮原委員からの御意見につきまして、私どももかなり厳しい協議を何回も重ねまして、最終的に19年度限りのものとして意見が一致したと考えております。もちろん、するめいかの合理的な利用について、平成20年度以降の配分方式について、これは業界間で、今年の後半ですね、また話し合いをしなければいけないということでございますので、関係業界間の調整につきましましては私ども最大限中に入って、皆さんの意見をお聞きしながら、合理的な解決方法を見出すために努力したいと思っております。

それから、熊谷委員の御意見でございますが、ペーパーでいただいております。中身は、太平洋のするめいか資源につきまして、資源管理について慎重にやっていただきたいということでございます。特に青森県太平洋側の八戸沖のするめいか漁獲が惨憺たる状況にあるということでございます。18年は、例えば小型いか釣り漁業について言いますと、前年比30%、まき網22%、沖底は17%ということで、まき網、沖底、底びきともほぼ終了しているということで、今年の操業漁獲状況は、八戸沖においてはよくなかったということでございます。

そういう状況を踏まえて、今回、T A Cの議論をするという中で、資源状態が非常に厳

しい危機的な状況にあるということも踏まえながら、TACの設定に当たっては慎重な議論をお願いしたいということでございます。

特に冬生まれ系群について、八戸でまき網、底びきとも、釣りが利用しているので、このような資源が枯渇すれば致命的な状態になるので、TACについては慎重な審議を要望したいという御意見をいただいております。

これにつきましては、先ほど私からも御説明いたしましたが、いか資源について、やや懸念すべき状態にあるということ、それから、特に太平洋で漁獲しております冬生まれ系群につきましては、加入が減少傾向にあるということで、私どもも厳しい認識を持っております。

そういう意味で、今回のTAC設定に当たりましては、冬季発生系群につきましては科学者が推奨する漁獲量の上限値、ABC limitを下回るような、あるいは、それより厳しいTACを設定して、資源の懸念すべき状態に応じているということでございます。

私どもとしましても、太平洋系群については保守的かつ厳格な管理をしているというふうに考えております。

○山下分科会長 よろしゅうございますか。

市山委員、お願いします。

○市山特別委員 漁場資源課長に、TACを決めるに当たって、資源評価をしていく研究は大変努力されているものだなと改めて感謝を申し上げるわけでございますけれども、すけとうだらについて1点、2点、ぜひ勉強させていただきたいなと思うのは、すけとうだらは北海道特有の魚なので大事に維持していかなければならないと私たちも思っています。

漁業者も、このことについては、TACを定めるときに、水産庁の方々にはかなり強くかかっているけれども、腹の底は1年1年漁獲が下がっていることが何より意味をなしていることぐらいわかっていると私は理解しているんです。

そこで、16ページの北海道、本州一部の地図を見ると、日本海北部系群なんですけれども、黄色で示している部分で色の濃いところ、薄いところがあるんですけれども、これは資源の分布ですか、それとも、その中に産卵漁場も含まれているのかどうか、一つ聞きたいと思います。

○山下分科会長 資料2-9のこちらの方ですか。

○小田巻漁場資源課長 16ページにかいてございますのは、四つの系群全部を一つの絵に描いてございますけれども、こちらの資料を見ていただくと大きな絵で描いてございます。

こちらの資料の23ページをごらんいただくと、日本海北部系群の生活史と漁場形成模式図がありまして、こちらに大きなのがありまして、橙色のところは産卵場ということで、これに対して漁場という、大雑把な書き方をしておりますけれども、委員御指摘のとおり、最近、日本海北部系群、こういうふうに書いてございますけれども、産卵場が従来のところから変化しながら、だんだん北の方から南の方にくるとか、いろんな場所、変わってしまっていて、資源が枯渇しやくなっているということで、北海道水試とか地元の沿岸の桧山の漁協とか、いろんなところと御相談しながら資源の見通しということで、低位の減少傾向ということで緊急に、さらに管理措置というか、資源をきちんと管理していく必要があるというのが、この前からの判断でございました。

○市山特別委員　そこで私どもは、この前も見せてもらったんだけど、産卵場所が南の方へ分布しているわけなんですね。漁場とすれば、割と北部にいい漁場がある。この環境は私たち素人ですから全然わかりませんが、索餌回遊のためにそこへ行っているのか、あるいは産卵場所がもともとあったんだけど、なくなったのか、その辺はどのように考えているのか。

私、なぜこういうことを聞くというと、北海道は、太平洋もそうなんですけれども、釣りあり、刺し網あり、底びきありということで、三つの漁種でそれぞれTACを決められた中で調整しながらとっているんですけれども、漁法によって、始末の悪い魚で、普通だと産卵する事態になると沿岸寄りへずうっと寄ってきて産卵するんだけど、日本海の場合、水深200メートル前後で産卵するものですから、この辺、漁場が狭隘したところとするものですから、刺し網で、あるいは釣りで、どのぐらい漁場——産卵漁場ですね——が荒廃されていっているのかなということを調査したことはないんですか。

○小田巻漁場資源課長　北海道水試とか、私どもの北海道水産研究所とか、その辺のところは日本海北部系群の産卵場所とか分布調査をやっております。毎年やりながら、今御指摘のように、場所が200メートル水深、ここに武蔵堆とかいうような200メートル付近のいい地形のところ、ただ、その場所が年々変わってきている。

委員、御指摘のように、産卵場所とか生育場所、資源が少ない状況ですので、その辺を見きわめながら資源動向を探る必要があるという状況で、今後、どうにか資源回復するために、さらに調査をしていきたいと思っております。ほかの魚種に比べて、かなり詳しい調査をやってもらっております。今後、さらに資源回復するまで詳しい調査をしていきたいと思っております。

○市山特別委員 ありがとうございます。

いずれにしても、産卵する親がいないと大変なことになるので、漁場と親魚を大事にしていくということを官民挙げて一生懸命やっていかなければならない。私たちも、できるだけ浜にそのことを説明しながら、長く持続できるような漁業にしていくよう努力しますので、ひとつ水産庁の方々もよろしくお願いします。

○山下分科会長 ほかにはいかがでございますか。よろしゅうございますか。

諮問第113号については、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山下分科会長 では、そのように決定いたします。

諮問第114号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・  
ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について

○山下分科会長 続きまして、諮問第114号でございます。漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について、説明をお願いいたします。

○田垣遠洋課総括補佐 遠洋課の総括でございます。課長が出張中でございますので、私から御説明いたします。資料3をごらんください。初めに諮問文を朗読します。

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業  
（日本海の海域）の公示について（諮問第114号）

日本海の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成19年3月20日から平成20年2月28日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

でございます。

次のページに若干説明がございますが、その次のページから公示案がございます。最後

から2枚目に公示案の内容について表にしておりますので、そこをごらんください。

中型さけ・ます流し網漁業につきましては、ロシアの河川で発生したさけ・ますを漁獲対象としておりまして、毎年、ロシアとの交渉において漁獲枠を設定しております関係上、単年の許可になっております。隻数ですが、昨年7隻ですが、業界の要望調書を取りましたところ、来年9隻の要望がございますので、操業隻数は9隻としたい。

それから、操業区域等につきましては変更ございませんが、操業期間につきまして、魚群の北上が遅れる年がございます、操業期間、今回は7月10日までとさせていただきたいのですが、これまでは6月30日までということになっておりまして、10日ほど後ろに伸ばすということを考えております。ロシア水域につきましては、これまで同様、7月5日までということでございます。その次のページに大まかな漁場図を書いてございます。

説明は以上でございます。

○山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。――よろしゅうございますか。

それでは、諮問第114号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

#### 諮問第115号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

○山下分科会長 続きまして、諮問第115号の漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について、説明をお願いいたします。

○田垣遠洋課総括補佐 資料4をごらんください。初めに諮問文を朗読いたします。

#### 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問第115号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成19年4月1日から平成20年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次のページに簡単な説明がございます。小型捕鯨業の許可につきましても、先ほどの中型さけ・ますの流し網と同様、単年の許可になっておりまして、毎年、許可をしておりません。

今回の公示案は隻数その他、前年と全く同じ内容になっております。後ろから2枚目に参考資料として、小型捕鯨業の許認可の隻数、捕獲の実績等の推移についてまとめております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

それでは、諮問第115号については、原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山下分科会長 それでは、そのように決定をいたします。

#### 協 議 事 項

##### 指定漁業の一斉更新小委員会の設置について

○山下分科会長 次は協議事項に入ります。

指定漁業の一斉更新小委員会の設置についてということで説明をお願いいたします。

○坂井企画課長 企画課長の坂井でございます。

資料5をごらんいただきたいと思います。指定漁業の一斉更新小委員会の設置でございます。御案内のように、指定漁業の許可等の一斉更新につきましては、ここに掲げてございます8業種を対象として、来年の8月1日付けで行うことが必要となっております。また、この一斉更新に先立ちまして、許可隻数等の公示その他の関連省令などを準備する必要があります。これを4月上旬までに行いまして、その後、3カ月間の申請期間を経て、8月1日付けでの一斉更新として運ぶ必要がございます。

そういったことで、指定漁業の許可隻数を初め一斉更新に関する基本的な事項について集中的に審議を行う必要があることから、これまでと同様、当資源管理分科会のもとに一斉更新に関する小委員会を設置することといたしたいと思っております。なお、一斉更新小委員会の構成案につきましては、次ページのとおりでございます。

以上です。

○山下分科会長 一斉更新の小委員会が設置されるということですが、この説明につきまして、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○山下分科会長 よろしゅうございますか。

それでは、ただいま説明がございましたとおり、本分科会のもとに小委員会を設置しまして、指定漁業の許可隻数を初め一斉更新に関する基本的な事項につきまして御審議をいただき、その結果をこの分科会に報告していただくと、そのようにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山下分科会長 では、小委員会の取りまとめ役としての委員長でございますけれども、私の考えでは櫻本委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山下分科会長 ありがとうございます。

それでは、櫻本委員、一斉更新の処理方針の取りまとめなど、よろしく願いいたします。

## 報 告 事 項

### 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

○山下分科会長 続きまして、報告事項に入ります。2件ございます。

一つ目は指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、報告をお願いいたします。

○坂井企画課長 資料6でございます。簡潔に説明をさせていただきます。

1 ページで、平成17年、18年の間におきます指定漁業11種類の許認可隻数の状況について記述をされております。合計で2,444隻から2,390隻に54隻減少いたしております。この内訳としましては、自主廃業が31隻、認可の期限切れが19隻、こういったところが大宗を占めているところでございます。また、2 ページ以降、各漁業種類、トン数別に許認可隻数が整理されておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

最後の5 ページに、指定漁業の漁獲量の変化といたしまして、平成16年から17年にかけての変化、大中型まき網漁業で増加した状況などが整理されております。ちなみに、指定漁業合計では3万4,000トンの増加となっております。



以上です。

○山下分科会長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第82条第1項ただし書きの規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示する歯鯨について」の一部改正について

○山下分科会長 続きまして、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第82条第1項ただし書きの規定に基づき農林水産大臣が別に定めて告示する歯鯨について」と、ちょっと長いタイトルなんですけど、これの一部改正について説明をお願いいたします。

○田垣遠洋課総括補佐 資料7でございます。

歯鯨を対象とする漁業につきまして、IWCの規制の対象外ではございますが、小型捕鯨業、母船式捕鯨業という大臣の許可漁業以外に、知事許可漁業によります漁獲につきまして、大臣が告示して定める魚種というか、種類についてのみ捕獲を認めております。今回は、その告示の中で新たにかまいるかを追加しようとするものでございます。

これまでの告示ですと、いしいるかですとか、りくぜんいるかとか、幾つかの種類につきまして告示をし、それぞれ毎年、捕獲枠を定めて都道府県知事の許可を持っているところについて配分をしておりますが、かまいるかを追加するという事で告示の改正を予定しております。

以上でございます。

○山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

そ の 他

○山下分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました。しかし、この機会に、本日の議題にかかわらず、何でも結構ですので、何かございましたら御発言を賜りたいと思います。

何かございますか。よろしいですか。

そのほかには、事務局から何かございますか。

○香川管理課長 まず10月1日付けで、本日ここに着席しております水産庁の関係者が異動しておりますので、御紹介いたします。

管理課の指導監督室長の森田から、二川が監督室長に異動してきておりますので、御紹介いたします。

○二川指導監督室長 二川です。よろしく申し上げます。

○香川管理課長 それから、次回の日程でございます。次回の資源管理分科会につきましては、海洋水産資源開発基本方針の策定について——これは諮問事項でございます——を議題に来年3月8日木曜日に開催したいと考えております。当日は総会も開催いたしますので、具体的な日程を決めさせていただいております。後日、個別に出席の確認をさせていただきます。

なお、この後に、この会場で一斉更新小委員会が開催される予定となっておりますが、所属される委員の方々は一度退席願いまして、会場設営が整い次第、始めることといたしますので、しばらくの間、御休憩をお願いいたします。

今、3時15分でございますが、開始を3時30分ということにいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。しばらく御休憩をお願いいたします。

## 閉 会

○山下分科会長 以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間、ありがとうございました。

答 申 書

18水審第32号

平成18年11月10日

農林水産大臣 松岡 利勝 殿

水産政策審議会

会 長 小野 征 一 郎

平成18年11月10日（金）に開催された水産政策審議会第28回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第113号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第114号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について

諮問第115号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について